

## 告 示

### 埼玉県告示第二百四十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和五十一年埼玉県告示第三百八十一号で告示した本庄都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 施行者の名称

本庄市

#### 二 都市計画事業の種類及び名称

本庄都市計画下水道事業本庄公共下水道

#### 三 事業施行期間

昭和五十一年三月十六日から令和九年三月三十一日まで

#### 四 変更に係る事業地

##### イ 汚水

##### (1) 収用の部分

変更なし

##### (2) 使用の部分

変更なし

##### ロ 雨水

##### (1) 収用の部分

昭和五十一年埼玉県告示第三百八十一号、昭和五十七年埼玉県告示第二百七十四号、昭和六十年埼玉県告示第六百七十八号、昭和六十一年埼玉県告示第千百三十三号、昭和六十三年埼玉県告示第九百十三号、平成元年埼玉県告示第千三百八十六号、平成八年埼玉県告示第千八百二十五号、平成十四年埼玉県告示第五百四十六号、平成十八年埼玉県告示第千九百六十七号、平成二十八年埼玉県告示第二百六十一号及び令和三年埼玉県告示第四百十四号の事業地に、本庄市栗崎字欠田及び字前田を加える。

##### (2) 使用の部分

変更なし